

日程と会場

とき	地区	ところ
9月4日(火)	笠置町	笠置コミセン
9月11日(火)	山岡町	山岡振興事務所
9月18日(火)	明智町	明智文化センター
9月21日(金)	東野	東野コミセン
9月25日(火)	上矢作町	上矢作コミセン
9月27日(木)	飯地町	飯地コミセン
10月2日(火)	武並町	武並コミセン
10月4日(木)	三郷町	旧佐々良木保育園
10月9日(火)	中野方町	中野方コミセン
10月17日(水)	大井町	消防防災センター
10月23日(火)	串原	串原コミセン
10月26日(金)	長島町	消防防災センター
10月30日(火)	岩村町	岩村コミセン

※開催時間は各地域とも午後7時～8時半
※コミセン＝コミュニティセンターの略

■9月から10月まで13地区で開催
各地域自治区の主催により「市長と語るくまちづくり懇談会」を開催します。主要政策を説明し、市政運営への理解を深めてもらうとともに、皆さんからの意見や提案を、施策や地域のまちづくりに生かします。皆さんの参加をお待ちしています。

固 地域振興課（内線342）

市民の皆さんの意見や提案を地域づくりを生かします 市長と語るくまちづくり懇談会を開催

ブロック塀の撤去費用の一部を補助する制度案を作成 皆さんの意見をお寄せください

■制度案について市民の皆さんから意見を募集

6月に大阪府北部で発生した地震により、ブロック塀が倒壊する事故が発生しました。市では事故を受け、市内でブロック塀の調査をしたところ、建築基準法の基準に適用しないと思われるブロック塀が、多数見受けられました。

こうした危険なブロック塀がある状況を踏まえ、地震発生時にブロック塀の倒壊事故から人命の危険防止や避難経路確保のため、ブロック塀などを撤去する費用の一部を補助する制度案を作成しました。制度案について意見を募集します。

制度案は、危機管理課や中央図書館、情報公開コーナー（西庁舎1階）、各振興事務所でご覧いただけます。市ウェブサイト（<http://www.city.ana.lg.jp>）にも掲載しています。

□受付期限 8月14日(火)
□提出方法 表題を「ブロック塀等撤去補助金制度」とし、市役所へ直接持参するか郵便、ファクス、電子メールで①住所②氏名③連絡先電話番号④意見一を記入しお寄せください。

制度案の概要

- 補助対象となるブロック塀など
コンクリートブロック塀や石塀、コンクリート塀、レンガ塀で高さ0.6m以上かつ長さ2m以上のもので道路または公共施設の敷地に面するもの
- 補助対象者
ブロック塀などを所有する個人または法人
- 補助対象額
ブロック塀などの撤去費用と、撤去したブロック塀などの面積に1平方m当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない方の2分の1以内（上限30万円）など

撤去補助金制度」とし、市役所へ直接持参するか郵便、ファクス、電子メールで①住所②氏名③連絡先電話番号④意見一を記入しお寄せください。

固・問 〒509-7292（住所不要）危機管理課（本庁舎3階、内線353） ☎26-4799、☒ kikikanri@city.ana.lg.jp

多くの方に入居の機会を提供するために

市営住宅などの申込要件を緩和し募集

緩和した要件
▽市営住宅Ⅱ市内在住、在勤要件を無くしました。▽特公賃住宅Ⅱ45歳以下の収入要件の下限を無くしました。▽若者住宅Ⅱ上矢作町の若者住宅への単身者の申し込みが可能になりました。

募集内容

□対象 住宅に困っていて、市税の滞納が無く、同居親族と同居できる方▽市営住宅・特公賃住宅Ⅱ所得制限あり▽若者住宅Ⅱ40歳以下の方
※詳細は問い合わせください
□入居可能日 9月下旬
□申し込み先 都市住宅課か恵那南部振興事務所
□受付期間 8月15日(水)～31日(金)（平日のみ）
□決定方法 選考（抽選の場合あり）
固・問 都市住宅課（本庁舎2階、内線235）

種類	住宅名	所在地	構造	間取り	戸数	家賃
市営	大洞住宅	長島町	簡易耐火2階建	2DK	1	12,000円～22,300円
	鏡山住宅	大井町	RC造5階建	2LDK	1	19,600円～38,500円
	藤平住宅	岩村町	木造平屋建	3DK	1	13,700円～21,100円
	間洞団地	山岡町	木造2階建	4DK	1	22,300円～43,800円
	滝坂ハイツ15	明智町	RC造3階建	2DK	1	16,800円～33,100円
	滝坂ハイツ21	明智町	RC造3階建	2LDK(車椅子) 3DK	1 1	22,400円～44,000円
	片平住宅	明智町	簡易耐火平屋建	2K・3K	3	5,200円～14,400円
	新井住宅	明智町	木造平屋建	3DK	1	15,200円～29,900円
	末広住宅	上矢作町	RC造3階建	2LDK	1	19,500円～38,200円
	松林団地	串原	木造平屋建	2LDK	1	20,000円～50,000円
特公賃	友愛タウン東山	明智町	低層耐火2階建	2LDK	1	30,000円
	友愛タウン東山	明智町	低層耐火2階建	1K	1	18,000円
	川原島若者住宅	上矢作町	木造平屋建	2DK	1	17,000円
若者	平岩若者住宅	上矢作町	木造平屋建	2DK	1	17,000円
	一般	ささゆり住宅	串原	木造平屋建	2LDK	1

近所への迷惑や火災を引き起こす原因に！

ごみの野焼きは法律で禁止されています

■違反者には懲役や罰金が科せられます

ごみの野焼きに関する問い合わせや苦情が多く寄せられています。ごみの野焼きは法律（廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条の2）で、一部の例外を除き禁止されています。違反者には5年以下の懲役か1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。ごみの野焼きは絶対に行わないようにしましょう。



野焼きによる煙やすす、悪臭は近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。火災を引き起こす危険性もあります。家庭や事業所から出るごみは、決められた方法で適正な処理をしましょう。

■一部の例外にも十分な配慮が必要

一部の例外事項

- ① 農業活動に伴う刈り草や枝葉などの焼却
 - ② 庭の手入れなどで発生した刈り草や落ち葉の軽微な焼却
 - ③ どんど焼き、キャンプファイアなど風俗習慣や宗教行事のための焼却
- ※例外で認められている場合でも、煙やにおいが近所迷惑にならないよう、周囲の生活環境に十分配慮してください
- 固 環境課（内線209）